

# 暮らし

暮らし 環境 住まい 街づくり

## より安くて便利な事業系資源の回収システムをご利用ください～事業系リサイクルシステム～

### メリット1 シュレッダー OK

区の収集では可燃ごみとなるシュレッダー古紙も資源として回収できるので、環境に優しく、ごみの減量化に貢献できます。

### メリット2 経済的

事業系有料ごみ処理券を貼って区の回収に出すより安価です。

### メリット3 便利

直接事業所の戸口まで回収に伺うので、朝早く資源・ごみ集積所まで運ぶ手間がかかりません。

対区内事業者

申込フォーム(二次元コード)

清掃・リサイクル部事業課

☎6304-3263 FAX6304-3341



世田谷リサイクル協同組合のホームページ▶

## 事業所から出る資源・ごみの処理は全て有料です

### ●事業系の資源・ごみの出し方

事業活動によって生じた廃棄物(資源・ごみ)は、事業者の責任で処理することが原則です。産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別したうえ、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託してください。処理業者に関する情報等詳しくは、**区HP**をご覧ください。

### ●資源・ごみの出し方の例外(日量10%未満の事業者)

家庭ごみの収集に支障のない範囲内(可燃ごみの場合1回の収集量が45ℓの袋で3袋以内)で、例外的に事業系の資源・ごみを集積所に出すことができます。

袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券(コンビニエンスストア等で販売)を貼り、事業所名を記入して出してください。住居と事業所が一緒の場合は、家庭から出る資源・ごみを混ぜずに分けてください。  
※事業系の粗大ごみは区では収集できません。

### ●事業所から出る古紙の出し方

事業系有料ごみ処理券を直接貼り、出してください。

新聞(4つ折り)・雑誌類＝高さ10センチにつき10冊券1枚  
段ボール(畳んだ状態でおおむね100センチ×80センチ以内)＝2枚につき10冊券1枚



### ●事業所から出るガラスびん・缶の出し方

種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼り、資源用コンテナの横に出してください。コンテナには入れないでください。



清掃・リサイクル部事業課

☎6304-3263 FAX6304-3341 区HP 453

## 犬の散歩マナーを守れていますか

### ☑ 自宅で犬の排泄を済ませる

可能な限り自宅で犬の排泄を済ませるように習慣をつけましょう。悪天候や災害時にも役立ちます。外で排泄をした場合は、排泄した場所をきれいにしてから帰るようにしましょう。

### ☑ 適切な長さのリードをつける

リード(引き綱・鎖等)をつけない散歩や、制御できない長いリードでの散歩は、他の行人の迷惑になり、思わぬ交通事故や咬傷事故を引き起こす原因にもなります。ノーリードは、都の条例で禁止されています。

世田谷保健所生活保健課

☎5432-2946・2908 FAX5432-3054

## 相談してみませんか

### 無料特別相談「多重債務110番」

借金の返済等について弁護士が相談に応じます。

3月2日(月)・3日(火)いずれも午前10時～正午、午後2時～4時 ※1人50分以内。

☎☎へ電話・FAX(記入例3面)  
先着各日4人

場・消費生活センター

☎03-3410-6521 FAX03-3411-6845

## 世田谷区いっせい防災訓練(シェイクアウト訓練)に参加しませんか

シェイクアウト訓練とは、あらかじめ決められた時刻に、地震を想定した自分の身を守る行動をいっせいに取る約1分間の訓練です。

必ずいつかは来る地震に備え、地震発生時にいち早く自分の身を守る行動をとれるよう、ぜひ訓練にご参加ください。

訓練想定/区内で震度6強を観測する地震が発生  
訓練の方法/その場で自分の身を守る行動をとる

3月11日(水)午前9時30分

※訓練の開始は、防災行政無線、エフエム世田谷の放送や世田谷区災害・防犯情報メール、Xでお知らせします。

場各家庭、学校、職場等、その時あなたがいる場所

### 訓練で行う安全行動



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014 区HP 15303

# 健康・福祉

健康 障害のある方 高齢者

## 東京都 心身障害者 扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金を支給する全国的な制度です。

加入条件/①保護者が加入年度初日現在65歳未満の都内在住者で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること

②障害者が次のいずれかに該当すること①愛の手帳1～4度②身体障害者手帳1～3級③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度と認められる

掛金(月額)/保護者の加入時の年齢により異なる(改定による変更あり、減額制度あり、2口まで加入可)

支給額/月額2万円(加入1口あたり)

他申請書類は☎にあり。詳しくは、お問い合わせください。

障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷)☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

## ひとり暮らし等の障害者宅に救急通報システムを設置します

自宅内で急病や事故等の緊急事態が起きたときに、小型無線発信機を押すことで民間の受信センターに通報され、東京消防庁に連絡します。

18歳以上の身体障害者手帳1・2級または難病患者の方で、ひとり暮らしまたは同居家族が就労等のため、1人でいることが多い方 ※日常生活状況等によっては、対象とならない場合があります。

音声による119番通報が困難な方へスマートフォンやFAX、電話リレーサービスで通報する制度があります。

☎東京消防庁 ☎3212-2111 FAX3213-1478

総合支所保健福祉課(☎・FAX前記「東京都 心身障害者 扶養共済制度」参照)、障害施策推進課☎5432-2414 FAX5432-3021

## 中途失聴者・難聴者の手話教室(入門教室・前期)

区内在住の中途失聴・難聴の方で、基礎から手話を学びたい方

4月23日～9月10日の第2・4木曜午後2時～4時(全10回)

場桜丘区民センター

費テキスト代

他手話通訳あり。18歳未満は保護者の同意が必要。後期(10月～令和9年(2027年)3月実施予定)連続受講可。再受講可。6面「手話講習会(全40回)」との同時受講不可。

申区HPからオンライン手続き、☎へ申込書(☎、区HPにあり)を郵送・持参 2月27日午後5時(必着)まで 抽選10人程度

☎障害施策推進課 〒154-8504 世田谷4-21-27 ☎5432-2388 FAX5433-3021 区HP 23804

## 認知症あんしんガイドブックを配布しています

内容/認知症について知りたい方、認知症と診断された方、そのご家族等に向けて、認知症に関する様々な情報を掲載

配布場所/あんしんすこやかセンター等

他区HP、認知症在宅生活サポートセンターのホームページ(二次元コード)からもご覧になれます。

☎介護予防・地域支援課

☎5432-2954 FAX5432-3085 区HP 2941

